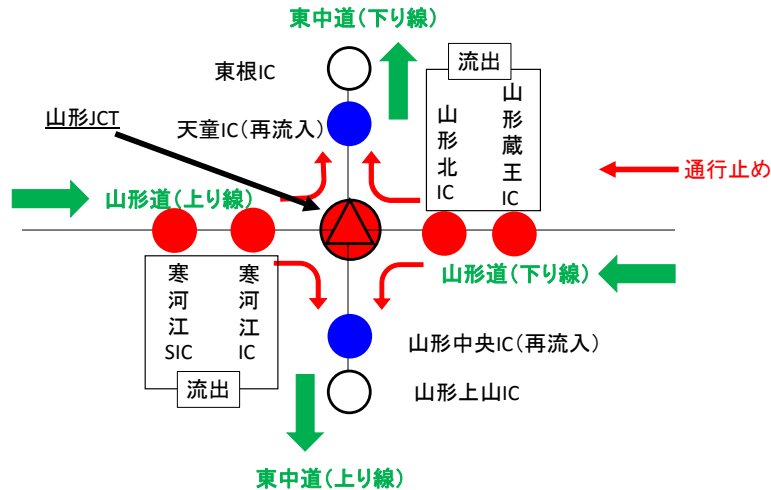
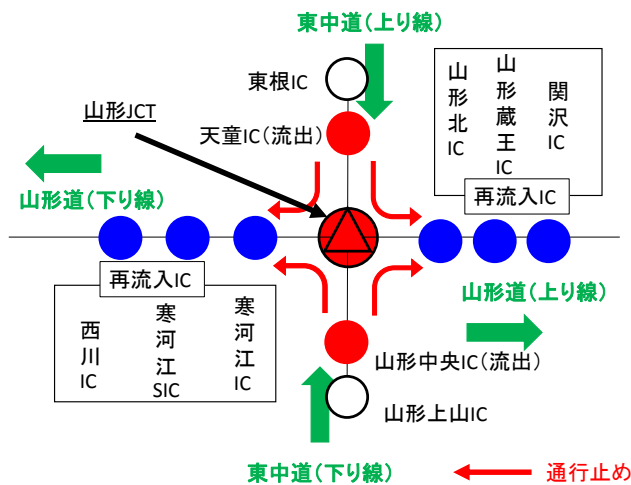


【通行止めに伴う乗継料金調整について】

- ① 平成30年10月9日(火)～10月11日(木)の3夜間
 (山形自動車道から東北中央自動車道へ向かうランプ通行止め時)



- ② 平成30年10月15日(月)～10月17日(水)の3夜間
 (東北中央自動車道から山形自動車道に向かうランプ通行止め時)



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません。)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
 なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。